

放射線被ばくの知見を生かすために 国際機関依存症からの脱却を

——小児甲状腺がん多発の例から考える

川崎陽子 かわさき ようこ

環境ジャーナリスト

日本学術会議の分科会*1が、「子どもの放射線被ばくの影響と今後の課題—現在の科学的知見を福島で生かすために—」という報告(以下「報告」)を、9月1日に公表した。「UNSCLEAR」*2 2013年報告書(以下「UNSCLEAR2013」)の見解を、「科学的根拠」としている。

一方で、「UNSCLEAR 2013」およびUNSCLEARという組織そのものがいかに問題であるかを、元WHO顧問で放射線防護・公衆衛生部門を指したキース・ペーヴァーストック氏が、本誌で詳しく指摘していた。IPPNW(核戦争防止国際医師会)のドイトツ支部が、2016年2月に発表した報告書*3の中で、後述するように「UNSCLEAR 2013」を問題視した記述が多くみられる。同報告書をめぐっては、「福島」の被害を過小評価してきている」とUNSCLEAR内部で論争があった*4ことなどを、筆者も本誌で紹介した。本来ならば、

*1—臨床医学委員会 放射線防護・リスクマネジメント分科会
*2—原子放射線の影響に関する国連科学委員会(United Nations Scientific Committee on the Effects of Atomic Radiation)

*3—IPPNWの報告書からは、低線量被ばくが従来の想定よりも危険であることを示す学術論文の増加がわかる。さらに、被ばくによりがん以外にも循環器系疾病、死産や新生児の奇形などの危険性が高まること、チェルノブイリ事故後、中央、東ヨーロッパ、およびアジアの一部で男女の出生個体数におけるバランス異常が非常に増えた(女子の死亡率が増加)ことなども明記されている。(文獻2)

*4—ドイトツ・オーストリア・スイス共同公共放送3Satの番組「なぜ福島の大惨事は過小評価されるのか」(2013年11月1日)で、「UNSCLEARのバルギー代表団が、福島被ばくを過小評価して、報告書にペーヴァーストック氏やIPPNWの医師、疫学者などによるUNSCLEARの組織や報告書に関する問題点を指摘もあつた。

医師も含む科学者が、後述のようにUNSCLEARと同時にWHOも批判しているのは、WHOの報告書をベースに健康影響が推定されたからだ。そのWHOは、原子力推進のために設立されたIAEA(国際原子力機関)*7の同意なしには研究や調査はできないという協定*8を1959年に結んでいるので、彼らからの批判は必然的にIAEAにも及ぶ*9。

「報告」は、学術会議の臨床医学委員会放射線防護・リスクマネジメント分科会から提出されたが、メンバーの中にはIAEAなどからの拠出金によって財政が成り立っているICRP(国際放射線防護委員会)*10の委員も経験したUNSCLEAR関係者*11がいる。

低線量被ばくが危険となると不都合な電事連が、ICRP関係者の国際会議出席旅費などを長年にわたって負担しながら研究を監視し、国内制度に電

*7—第5代事務局長は、日本の外交官である笑野之流氏。2009年から4年任期の3期目。原子力規制委員会の政策には「IAEAとの連携」がある。

*8—IPPNWのDorte Sredentopf医師は、2011年4月26日ドイトツ公衆第一放送ARDのインタビューで次のように述べた。「チェルノブイリの健康被害について、私たちが多くのことを知らされないのは、1959年にWHOとIAEAの間に結ばれた報告に尽くし難い協定のためです。WHOが被ばくによる健康被害について何を調査し、何を発表してもよいかはIAEAが決めるのです。多くの国際学会の開会が中止になり、ロシアやベラルーシ、ウクライナの学者による低線量被ばくに関する研究は発表されませんでした。ありがたいことに、2009年にニューヨーク科学アカデミーがこれらを公表してくれました。」(筆者訳) ドイトツ語の記事: <http://www.tagesschau.de/ausland/tschernobyl134.html>

*9—IPPNW報告書(文獻3)168頁:「WHO報告書の決定的な部分はIAEAのメンバーが書いた」とある。

*10—ICRPの財政は、IAEAや各国政府機関などからの拠出金によって成り立っている。日本からは、日本財団、日本アイソトープ協会、日本エヌ・ユー・エス株式会社などが資金を提供しており、とりわけ日本財団は、ドイトツ、韓国、アラブ首長国連邦、アメリカの政府機関と並ぶ「トップ・サポーター」となっている。

*11—UNSCLEAR日本政府代表には、放医研の所長・理事長が1960年以降就任してきた。筆者が、文部科学省「放射線被ばく」の執筆者の一人である放医研の神田孝子氏に、低線量被ばくについての記述の誤りを訂正するよう依頼した本誌の記事(文獻4)では、「UNSCLEARの国際的な科学的合意が我が国の有識者の共通認識」とした回答しか得られなかった。その神田氏も「報告」の訂正者である。

力会社の主張を反映してきたことが、国会事故調の報告書で確認されている。UNSCLEARのプレスリリース*12に、「UNSCLEAR 2013の評価に参加した科学者は全員、本評価に参加することに賛成し、利益相反の有無を申告することが義務付けられた」とある。また、上記電事連との関係などを確認するたために申告の詳細な内容を要望したが、返信はもらえなかった。「報告」の参考文献の中には2001年から2015年までのUNSCLEARの文書があるが、低線量被ばくの影響の概要をまとめたReport 2010*13が入っていないことは偶然ではないだろう。米科学アカデミーの「低線量放射線被ばくによる健康リスク」第7報告書*14にも言及していない。

UNSCLEAR委員の、原子力産業関係者に偏った構成やバランスや専門的能力の欠如については、内容に詳しいペーヴァーストック氏が本誌で解説していた。ドイトツ国会に上級参事官が提出した参考資料*15には、UNSCLEAR内には放射線の影響と疫学研究に携わる専門家が少なく、批判されていること、「UNSCLEAR 2013」の解釈はUNSCLEAR委員会の見解を反映しており、必ずしも専門家、国連、加盟国またはその他の国際機関の見解ではないことが指摘されている。「UNSCLEAR 2013」は過小評価だと、UNSCLEAR内部でも論争があつたことは既に述べた。IPPNWの如

*12—プレスリリース14023 <http://www.umic.or.jp/news/press/info/7775/>

*13—Report 2010: Summary of Low-Dose Radiation Effects on Health に、parag. 25に、子どもの車輪が低いほど感受性が高く、胎児では10 mGy以上の被ばくでリスク上昇が検出されると記述されている。低線量被ばくの影響を扱うUNSCLEAR 2013 Vol. II では胎児を対象に含めていない(parag. 45)

*14—BEIR VII(2006)「日本の原発生体生存者の場合、妊娠中の胎児(子宮内被ばく)に10ミリシーベルトで過剰がんが観察される」とある。放医研のサイトにあるQ&A(2017年10月9日閲覧)では、「妊娠期間中に100ミリシーベルト以下では胎児への影響(奇形、精神遅滞など)は原発被ばくの調査ではみられない」という書き方になっている。

*15—Infenberich des VN-Ausschusses zur Untersuchung „Fukushima-Bericht des VN-Ausschusses zur Untersuchung der Auswirkungen atomarer Strahlung“ (UNSCLEAR) Dr. Christine Steinhoff(Oberregierungsrätin)